

# 石川県公報

令和元年9月10日

第13238号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

|  |   |  |   |
|--|---|--|---|
| <b>規 則</b>                                     |   | <b>公 告</b>   |   |
| ○石川障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則<br>(労働企画課)           | 1 | ○農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧公告<br>(農業政策課)                                     | 3 |
| <b>告 示</b>                                     |   | ○業務委託に係る技術提案書の募集公告<br>(道路整備課)  | 4 |
| ○介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定<br>(厚生政策課)            | 2 | ○道路の位置の指定公告について<br>(建築住宅課)   | 6 |
| ○介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関の指<br>定 (同)             | 2 | <b>選挙管理委員会</b>   |   |
| ○民生委員協議会を組織する区域の指定の一部改正<br>(同)                 | 2 | ○県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の<br>請求の場合の署名者の最低数                           | 6 |
| ○応急入院指定病院の指定 (障害保健福祉課)                         | 2 | ○県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理<br>委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求<br>の場合の署名者の最低数 | 6 |
| ○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指<br>定薬物の指定の失効 (薬事衛生課) | 3 | ○県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数   | 6 |
|  |   | ○県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署<br>名者の最低数                                  | 7 |

## 規 則

石川障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年九月十日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県規則第三号

石川障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則

石川障害者職業能力開発校規則(昭和四十五年石川県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「四月」を「四月又は十月」に改める。

第五条第一号中「普通課程」を「普通課程及び短期課程のうちキャリア・マネジメント科」に、「短期課程」を「短期課程のうち実務作業科」に改める。

|      |       |        |     |                  |     |      |         |       |    |
|------|-------|--------|-----|------------------|-----|------|---------|-------|----|
| 別表中  | 普通課程  | 製版科    | 一〇人 | 一年               | を   | 普通課程 | OAビジネス科 | 一〇人   | 一年 |
|      |       | 一般事務科  | 一〇人 |                  |     |      | 電子機器科   | 一〇人   |    |
|      |       | 電子機器科  | 一〇人 |                  |     |      | 機械CAD科  | 一〇人   |    |
|      |       | 機械製図科  | 一〇人 |                  |     |      | 陶磁器製造科  | 一〇人   |    |
|      |       | 陶磁器製造科 | 一〇人 |                  |     |      | 短期課程    | 実務作業科 |    |
| 短期課程 | 生産実務科 | 一〇人    | 一年  | キャリア・マネジ<br>メント科 | 一〇人 | 六月   |         |       |    |

に改める。

別記様式第一号(裏)及び別記様式第二号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

### 附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、別記様式第一号(裏)及び別記様式第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 石川県告示第161号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年9月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 居宅介護事業者      |             | 居宅介護事業所 |             | 指定年月日     |
|--------------|-------------|---------|-------------|-----------|
| 名称           | 主たる事務所の所在地  | 名称      | 所在地         |           |
| EMファーマシー株式会社 | 能美市大成町ル98番2 | あかね大成薬局 | 能美市大成町ル98番2 | 令和元年5月28日 |

### 石川県告示第162号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年9月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 居宅介護事業者      |             | 居宅介護事業所 |             | 指定年月日     |
|--------------|-------------|---------|-------------|-----------|
| 名称           | 主たる事務所の所在地  | 名称      | 所在地         |           |
| EMファーマシー株式会社 | 能美市大成町ル98番2 | あかね大成薬局 | 能美市大成町ル98番2 | 令和元年5月28日 |

### 石川県告示第163号

民生委員協議会を組織する区域の指定（昭和29年石川県告示第1011号）の一部を次のように改正し、令和元年12月1日から施行する。

令和元年9月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

別表七尾市の部袖ヶ江地区の項中「女部浜町」を「女成浜町」に改め、同部徳田地区の項中「中塚町」を「中塚町」に改め、同部能登島地区の項中「能登島口出ヶ島町」を「能登島口出ヶ島町」に、「能登島八ヶ島町」を「能登島八ヶ島町、能登島祖母ヶ浦町」に改め、同部加賀市の部大聖寺地区の項中「大聖寺川」を削り、「大聖寺川」の下に「大聖寺川の社」を加え、同部動橋・分校地区の項中「鎌倉町」を削り、同部三谷・南郷地区の項中「百々町住宅」を削り、同部山中地区の項中「山中温泉十段町」を「山中温泉十段町」に、「山中温泉山中温泉団地」を「山中温泉温泉団地」に改め、「山中温泉風谷町」を削り、同部白山市の部光野地区の項中「兼町」を「兼の花1丁目、兼の花2丁目、兼の花3丁目、兼町」に改め、同部鶴来地区の項中「兼町」の下に「兼町1丁目、兼町2丁目」を加え、同部野々市市の部郷地区の項中「川口町」を「川口町1丁目、川口町2丁目、川口町3丁目」に、「徳用町、兼町」を「川口町1丁目、川口町2丁目、川口町3丁目、川口町4丁目、川口町5丁目、徳用1丁目、徳用2丁目、徳用3丁目、兼町、兼1丁目、兼2丁目」に改める。

### 石川県告示第164号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第1項の規定により、応急入院指定病院として次のとおり指定した。

令和元年9月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 名 称             | 所 在 地         | 指 定 期 間                  |
|-----------------|---------------|--------------------------|
| 石川 県 立 高 松 病 院  | かほく市内高松ヤ36    | 令和元年9月9日から<br>令和4年9月8日まで |
| 金 沢 大 学 附 属 病 院 | 金沢市宝町13番1号    | 令和元年9月9日から<br>令和4年9月8日まで |
| 加 賀 こ こ ろ の 病 院 | 加賀市小菅波町121番地1 | 令和元年9月9日から<br>令和4年9月8日まで |
| 松 原 病 院         | 金沢市石引4丁目3番5号  | 令和元年9月9日から<br>令和4年9月8日まで |
| 七 尾 松 原 病 院     | 七尾市本府中町ワ部5番地  | 令和元年9月9日から<br>令和4年9月8日まで |

### 石川県告示第165号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失ったので告示する。

令和元年9月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 失効した知事指定薬物の名称

- (1) N-フェニル-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]シクロペンタンカルボキサミド及びその塩類
- (2) 5-ペンチル-2-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-ピリド[4,3-b]インドール-1-オン及びその塩類
- (3) 5-(5-フルオロペンチル)-2-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-ピリド[4,3-b]インドール-1-オン及びその塩類

#### 2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に掲げる薬物に該当すると認められるに至ったため

#### 3 失効の日

令和元年9月8日

#### 4 罰則の適用

条例第24条から第28条までの規定は、上記の知事指定薬物の指定がその効力を失う前にした当該知事指定薬物に係る行為についても、適用する。

## 公 告

### 農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、石川県農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この公告に係る利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

令和元年9月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 |     | 賃借権の設定等を受ける土地  |
|--------------|-----|----------------|
| 氏名又は名称       | 住 所 |                |
| 石浦 義守        | 能美市 | 能美市牛島町ヨ97番ほか1筆 |
| 農事組合法人 和多農産  | 能美市 | 能美市火釜町923番ほか3筆 |

|               |         |                     |
|---------------|---------|---------------------|
| 細川 藤雄         | 羽咋郡志賀町  | 羽咋郡志賀町火打谷い11番       |
| 大和 正人         | 鹿島郡中能登町 | 鹿島郡中能登町小竹中21番ほか2筆   |
| 武田 純一         | 鹿島郡中能登町 | 鹿島郡中能登町小竹中7番ほか6筆    |
| 諏訪 俊広         | 鹿島郡中能登町 | 鹿島郡中能登町小竹西21番ほか1筆   |
| 吉本 茂利         | 鹿島郡中能登町 | 鹿島郡中能登町小竹中24番ほか2筆   |
| 中田 仁栄         | 鹿島郡中能登町 | 鹿島郡中能登町小竹中29番ほか55筆  |
| 谷口 雅亮         | 鹿島郡中能登町 | 鹿島郡中能登町小竹西7番ほか42筆   |
| 木幡 直          | 鹿島郡中能登町 | 鹿島郡中能登町小竹中96番ほか1筆   |
| 高橋 孝雄         | 鹿島郡中能登町 | 鹿島郡中能登町小竹中49番ほか8筆   |
| 和田 幸仁         | 鹿島郡中能登町 | 鹿島郡中能登町小竹東23番ほか2筆   |
| 福井 清良         | 鹿島郡中能登町 | 鹿島郡中能登町尾崎西18番ほか1筆   |
| 桜井 文雄         | 鹿島郡中能登町 | 鹿島郡中能登町尾崎西50番ほか19筆  |
| 梅田 修          | 鹿島郡中能登町 | 鹿島郡中能登町小竹西41番ほか15筆  |
| 竹口 一郎         | 鹿島郡中能登町 | 鹿島郡中能登町小竹西49番ほか28筆  |
| 福井 明雄         | 鹿島郡中能登町 | 鹿島郡中能登町水白西13番ほか26筆  |
| 福井 時雄         | 鹿島郡中能登町 | 鹿島郡中能登町尾崎西1番ほか6筆    |
| 竹口 庄一         | 鹿島郡中能登町 | 鹿島郡中能登町小竹西66番地ほか2筆  |
| 新江 安文         | 鹿島郡中能登町 | 鹿島郡中能登町水白東27番地ほか1筆  |
| 松本 昌之         | 鹿島郡中能登町 | 鹿島郡中能登町尾崎西64番ほか2筆   |
| 日光 庄一郎        | 鹿島郡中能登町 | 鹿島郡中能登町水白中28番ほか4筆   |
| 田中 憲治         | 鹿島郡中能登町 | 鹿島郡中能登町水白中21番ほか35筆  |
| 鈴木 一郎         | 鹿島郡中能登町 | 鹿島郡中能登町水白東26番ほか4筆   |
| 農事組合法人 あさひ    | 鹿島郡中能登町 | 鹿島郡中能登町小金森森12番ほか4筆  |
| 農事組合法人 あぐりばんば | 鹿島郡中能登町 | 鹿島郡中能登町東馬場お44番1ほか4筆 |
| 農事組合法人 刈安宮農組合 | 河北郡津幡町  | 河北郡津幡町字刈安38番ほか2筆    |

## 2 農用地利用配分計画の縦覧場所及び縦覧期間

### (1) 縦覧場所

石川県農林水産部農業政策課

### (2) 縦覧期間

令和元年9月10日から同月24日まで

## 3 意見書の提出先

石川県農林水産部農業政策課

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

### 業務委託に係る技術提案書の募集公告

次のとおり技術提案書の提出を募集する。

令和元年9月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 業務概要

### (1) 業務名

石川県冬期道路気象予測業務

### (2) 業務内容

本業務は、冬期の気象情報の各種（降雪・気温）予測を実施し、これらの予測情報をインターネット環境から県土木（総合）事務所及び県除雪契約業者等に配信するものである。

### (3) 履行期限

令和2年3月31日

## 2 参加資格等

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第111条第2項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
  - (3) 参加表明の提出期限の翌日から随意契約時までの期間に、指名停止の措置を受けている者でないこと。
  - (4) 気象業務法(昭和27年法律第165号)第17条第1項の規定により予報業務の許可を受けている者で、次の条件を全て満たすこと。
    - ア 予報目的に「特定向け」が含まれていること。
    - イ 予報期間に「短時間」及び「短期」が含まれていること。
    - ウ 予報区域に「石川県」が含まれていること。
  - (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
    - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
    - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
    - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
    - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
    - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 気象予報士により24時間体制で気象監視を行うこと。
  - (7) 技術提案書は1者1件とする。
- 3 技術提案募集要領の配布場所等
- (1) 配布場所及び問合せ先  
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県土木部道路整備課 雪寒・安全対策グループ  
電話番号 076-225-1727
  - (2) 配布方法  
(1)の配布場所において配布
- 4 技術提案書の提出場所等
- (1) 技術提案書の提出場所及び問合せ先  
3(1)の配布場所及び問合せ先と同じ。
  - (2) 技術提案書の提出期限
    - ア 提出期限 令和元年9月24日(火)午後5時
    - イ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、提出期限内必着とする。)
- 5 技術提案の参加表明
- (1) 表明期限 令和元年9月17日(火)午後5時
  - (2) 表明方法 技術提案募集要領に示す方法による。
- 6 技術提案書の採否及び契約
- (1) 4(2)アの提出期限までに提出のあった技術提案書について、後日、プロポーザル審査委員会によるヒアリングを実施する。
  - (2) 技術提案書の採否については、(1)のヒアリング実施後1週間以内に応募者に対し文書で通知し、採択された技術提案書を提出した者と随意契約を締結する。
- 7 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 契約書作成の要否  
要

- (3) 手続における交渉の有無  
無
- (4) 契約保証金  
免除
- (5) 6(1)のヒアリングへの出席及び技術提出書類等の作成に要する経費は、応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。なお、提出書類等の機密保持には十分配慮する。
- (6) その他詳細は、技術提案書募集要領による。

道路の位置の指定公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和元年9月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 関係土地の地名及び地番                                    | 道路の幅員及び延長                       | 位置指定申請者                     | 指定年月日     |
|--|---------------------------------|-----------------------------|-----------|
| (1号道路)<br>かほく市七窪へ92番13、農道及び水路の無籍地の一部           | (1号道路)<br>幅員 6.00m<br>延長 63.38m | かほく市宇野気ト115番地の8<br>八興商事株式会社 | 令和元年8月28日 |
| (2号道路)<br>かほく市七窪へ92番10                         | (2号道路)<br>幅員 6.00m<br>延長 28.80m |                             |           |
| (3号道路)<br>かほく市七窪へ89番4、92番14、93番4、農道及び水路の無籍地の一部 | (3号道路)<br>幅員 6.00m<br>延長 58.11m |                             |           |

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第99号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数(県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

令和元年9月10日

石川県選挙管理委員会

19,070人

石川県選挙管理委員会告示第100号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数(県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

令和元年9月10日

石川県選挙管理委員会

219,185人

石川県選挙管理委員会告示第101号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定による各選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1



を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数(県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

令和元年9月10日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

| 選 挙 区 名               | 最 低 署 名 者 数 |
|-----------------------|-------------|
| 金 沢 市 選 挙 区           | 125,578人    |
| 七 尾 市 選 挙 区           | 15,072人     |
| 小 松 市 選 挙 区           | 29,606人     |
| 輪 島 市 選 挙 区           | 7,890人      |
| 珠 洲 市 鳳 珠 郡 選 挙 区     | 11,869人     |
| 加 賀 市 選 挙 区           | 18,984人     |
| 羽 咋 市 羽 咋 郡 南 部 選 挙 区 | 10,052人     |
| か ほ く 市 選 挙 区         | 9,803人      |
| 白 山 市 選 挙 区           | 31,088人     |
| 能 美 市 能 美 郡 選 挙 区     | 15,009人     |
| 野 々 市 市 選 挙 区         | 14,187人     |
| 河 北 郡 選 挙 区           | 17,697人     |
| 羽 咋 郡 北 部 選 挙 区       | 5,932人      |
| 鹿 島 郡 選 挙 区           | 5,064人      |

#### 石川 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 102 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数(県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

令和元年9月10日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

219,185人

